

## 秩父多摩甲斐国立公園の公園区域及び公園計画の変更（第2次点検） に関する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

### 1. 概要

令和4年10月13日（木）から11月11日（金）までの間、今回の変更に対する国民の皆様からの御意見を募集した結果について公表します。

また、中央環境審議会においても、これらの結果を報告します。

### 2. 変更に対する国民の皆様からの意見募集の結果

#### 【意見提出数】

- ・電子メールによるもの 1通
- ・郵送によるもの 0通
- ・FAXによるもの 0通

#### 【整理した意見総数】

- ・今回の変更案に係るもの 9件

### 3. 今後の予定

- 令和4年12月 中央環境審議会に変更案を諮問
- 令和4年12月 中央環境審議会より答申
- 令和5年3月 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

## 秩父多摩甲斐国立公園の公園区域及び公園計画の変更(第2次点検)に関するパブリックコメントの実施結果

意見番号	内容	意見の概要	件数	対応方針
1	公園区域及び公園計画変更書について	「誤字脱字に対する修正意見」7点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・P2下から9行目「大洞奥」という地名は地図にないのではないか。大洞山もしくは大洞川の奥、もしくは大洞谷の奥ではないか。</li> <li>・P5上から4行目「放射能線」は「放射能泉」の誤記ではないか。</li> <li>・P7下から6行目「青沢等の鍾乳洞」は「青岩沢等の鍾乳洞」の誤記ではないか。</li> <li>・P7下から4行目「蛇紋岩」は「蛇紋岩」の誤記ではないか。</li> <li>・P12上から6行目「秋川長岳」は利用拠点としては今回廃止予定なので記載不要ではないか。</li> <li>・P19左図表(イ)鳥獣保護区(県指定)は「県指定」とあるが都指定の保護区も入っている事から「都県指定」なのではないか。</li> <li>・P20左/下から2つ目の項目「御昇仙峽岳」は「御岳昇仙峽」の誤記ではないか。</li> </ul>	1	御意見のとおり修正しました。なお、「秋川長岳」については今回廃止するのは博物館展示施設事業のみであり、利用拠点としては今後も継続した利用が想定されるため、現行のままとします。
2	地質学的な記載について	「特に地質に関する記述について」 P7の4段落目から: <ul style="list-style-type: none"> <li>・本公園には、地質図に出てくるほど大きな変成岩の分布はなく、三波川系の変成岩は本公園外に関する記述であると思われる。</li> <li>・花崗岩類(火成岩の中の深成岩)、ひん岩(火成岩の中の半深成岩)、蛇紋岩(深成岩であるかんらん岩が主に海水と接触し変成した変成岩)は、まとめて「火成岩」とは言えないのではないか。</li> <li>・本公園内に蛇紋岩の分布は地質図には見られない。公園外の内容を記述している可能性もあるのではないか。</li> </ul>	1	御意見のとおり、三波川系の変成岩は本公園外の記述であったことから削除し、適切な表現に修正しました。
3	地質学的な記載について	以下の7箇所公園内の地質構造や、年代、用語に関して、記述のばらつきが見られるのでどの資料に準拠して記述・表現しているかを統一されたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・P1の5行目:「地質は主として秩父帯(古生代～中生代)の堆積岩類や花崗岩類の深成岩体からなっており」</li> <li>・P2の5行目:「金峰山一帯を除いて、主として地質は秩父帯(古生代～中生代)の堆積岩類から成る」</li> <li>・P2下から4行目:「秩父帯(古生代～中生代)の堆積岩類や」</li> <li>・P4の3～4行目:「雲取山は…地質は中生代の大滝層群が主」</li> <li>・P41の3行目:「地質は主として秩父帯や中生代の諸層からなっており」</li> <li>・P3の9～11行目:  「山体は花崗岩で構成」なのに「花崗閃緑岩の…五丈岩」とあるが、五丈岩だけ花崗閃緑岩なのか?  ・P8の2段落目:「森林は古生層の地質に加えて」  地質的に多種の堆積岩類が基盤となっていることが植物の生育に良い土壌を供給しているのだとすれば、「古生層」であることが重要ということなのか。</li> </ul>	1	御意見を踏まえ、表現を統一しました。
4	生物について	大型野生動物の分布域は90年代以降山麓部まで拡大しており1,000m以上に限らない。	1	御意見のとおり、P10「3. (1)ウ 野生動物」において、1,000m以上の山地に生息する旨の記載を削除しました。

5	生物について	P8下から2行目、モミとウラジロモミはブナ帯上部で入れ替わるため、コメツガ・トウヒなどの種名で並べるなら「コメツガ・トウヒ・ゴヨウマツ・ウラジロモミ等」ではないか。	1	御意見のとおり修正しました。
6	公園利用について	奥秩父主稜線の利用は夏季に集中する傾向とあるが、現在の各山小屋利用は夏より春秋が多い。	1	現在そのような傾向が見られていることは承知しておりますが、夏季の利用も一定以上確認されていることから、今回の点検にあたっては現行通りとします。
7	公園計画について	氷川溪谷左岸の河川敷は特別区域ではないか。	1	御指摘箇所の氷川溪谷左岸の河川敷について、河川敷(左岸側)界が地種区分界であり、今回点検前後で第2種特別地域のまま変更はありません。地図資料を修正致しました。
8	公園計画について	・シカによる影響に対する効果的な対策を、主体的・積極的に進めるための文言や施策などが、今のタイミングで追記されないと手遅れではないか。 ・特別保護地区・特別地域内での行為規制だけでは、シカによる影響はおろか、公園利用による生態系被害に対してすら効果を発揮できていないのではないか。 ・保全対象そのものへの働きかけや、希少種・指定植物の域内外保全及び関連行為に関する規制の緩和なども含めた生態系維持管理回復事業など、公園計画の中に盛り込む予定はないのか。	1	御意見のとおり、秩父多摩甲斐国立公園内においてシカの食害による影響は拡大してきております。秩父多摩甲斐国立公園を含む関東山地においては、関東山地ニホンジカ広域協議会によって平成22年3月に策定(令和4年3月に改定)された「関東山地ニホンジカ広域保護管理指針」に基づき、各行政機関が連携した駆除事業を実施しているところ、引き続きシカによる影響を低減させる取組を実施してまいります。 今般の公園計画の見直しにあたっては、生態系維持回復事業などを盛り込む予定はありませんが、シカの食害により植生に被害が生じていることについて、当公園の重要課題であるということを踏まえ、P10「3. (1)ウ 野生動物」においてその旨追記しました。
9	公園計画について	「歩道の削除について」 ・真の沢林道は今回削除になる西沢国師岳線と同様な状況であり、利用者はほぼいないが、真の沢林道を計画歩道として残し、整備していく理由があるのか。 ・多く活用されいながら荒れている歩道の整備に力を入れていくべきではないか。 ・削除されていない登山道に関して、整備の必要性があると判断されているのであれば、その理由と整備計画を明示していただきたい。	1	御指摘の歩道は、地元から整備を望む声もあり、今後の整備及び維持管理については検討されているところです。そのため、今回の第二次点検では削除としておりません。